

P2 代表所感

自己変革への第一歩を

ポイント解説
特別編

P3-P6 令和7年度税制改正

P7 日日是好書

瞬撮 コーヒーブレイク

P8 一寸一言

10 秒台の壁について
(様々な思い込みの壁)

私の“あいうえお”

リレー連載 ⑧ふろ

NAKAYAMA FORUM

中野フォーラム | 2025 MAY

vol.

94



代表
所感

自己変革への第一歩を

公認会計士・税理士 中野 雄介

春の山々を眺めていると所々に淡い桜色の箇所があるのに気づきます。緑の中の淡い桜も立派な春の訪れです。もともと自生していたのか、それとも昔誰かが植えたのでしょうか、春になると色付くヤマザクラには、いとおさだけでなく芯の強さも感じます。毎年同じことが繰り返される安心と、同じようで毎回何かが違うその変化への気づきも楽しく心地よいものです。

企業経営にあたっては効率性が追求されますが、何のため誰のための効率性であるのが重要です。「効率的な仕事をしている」と自負している人の中には、自分自身の都合だけでものを考えているような人もいます。本人にとって効率的であっても、そのしわ寄せがチームメンバーや顧客に来ているようでは「効率的な仕事」とはとても言えません。限られた時間、人材、費用の中で全体最適を見つけ、成果を出すことに意味があるのです。一方で、効率性の追求だけでは仕事の面白みが半減し、新しいものが生まれてくるきっかけを見落としてしまいがちです。効率性も重要ですが、どこかに変化への気づき、新しいものを生み出していくための仕組みも必要で、それを疎かにすると企業の継続は危うくなります。

新型コロナウイルスから社会経済活動が正常化して早2年が経とうとしています。新型コロナウイルスによるパンデミックは働き方や心の持ち様を変容させ、それまでの社会変化を一段と加速させました。一部では揺り戻しの兆候も見られるもの

の、時代が進行して世の中が大きく変わったという認識が必要です。

物価高、金利上昇、人手不足、デジタル化などアフターコロナのあり様が概ね見えてきた今こそ、希望的観測を捨て去り、目の前の課題解決に向けて積極的に活動してアフターコロナをたくましく、また、賢く生き抜き未来を切り開いていかなければなりません。新たな世界に対応するためには更なる効率性が求められていることは当然として、それと同時に自己変革が必要です。最初の一步は大変かもしれませんが、何もしなければ決して変化は生まれません。

上手くいっている会社には、決めたことはやり切るというマインドと同時にできなかった時にしっかりと反省する文化が根付いています。そして果敢に挑戦し、まずはやってみるという精神を大切にする一方で、失敗を許容し決して一人にしない包容力があります。そのバランスを保ち継続させていく地道な努力が大切です。ちょっとしたことですが、なかなか出来ていないのが現実ではないでしょうか。

良き企業文化を形成し育み、そしてその循環の中で変化に気づき、それを生かし或いは修正する。その繰り返しによって組織が維持され発展していくのです。里山の春に仄かな彩が添えられるように、小さな一歩であっても果敢に挑戦し、とにかく行動していきましょう。

令和7年度税制改正

ポイント
解説特別
編

個人所得課税

①給与所得控除額の最低保障額を55万円から65万円へ10万円引き上げ、給与収入のみであれば103万円から160万円まで課税されなくなりました。

令和7年分以後の所得税から適用開始

②基礎控除額は合計所得金額に応じて段階的に引き上げられました。

令和7年分以後の所得税から適用開始

納税者本人の 合計所得金額	現 行		改 正 後	
	現行の控除額	納税者本人の 合計所得金額	令和7,8年 基礎控除額	令和9年以降 基礎控除額
2,350万円以下	48万円	132万円以下	95万円	95万円
	48万円	132万円超 336万円以下	88万円	58万円
	48万円	336万円超 489万円以下	68万円	58万円
	48万円	489万円超 655万円以下	63万円	58万円
	48万円	655万円超 2,350万円以下	58万円	58万円

③特定親族特別控除の新設

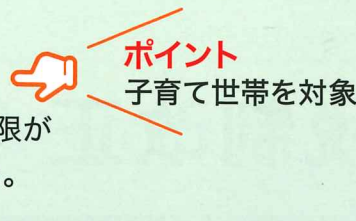
居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等のうち合計所得金額が123万円以下で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、その居住者の総所得金額等から以下の区分に応じた控除額を控除することになりました。



令和7年分以後の所得税から適用開始

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

④生命保険料控除拡充



生命保険料の控除額上限が
2万円上乗せされました。

現 行

	一般	個人年金	介護
所得税	4万円	4万円	4万円
住民税	2.8万円	2.8万円	2.8万円

改正後

	一般	個人年金	介護
所得税	6万円	4万円	4万円
住民税	2.8万円	2.8万円	2.8万円

⑤退職所得控除の調整規定等の見直し

現 行

勤務先の退職に伴い一時に退職金を受け取った居住者がその前年以前4年以内に確定拠出年金にかかる老齢一時金を受給していた場合には、退職所得控除の計算において勤続年数の重複期間排除の調整をしたうえで退職所得を計算

改正後

勤務先の退職に伴い一時に退職金を受け取った居住者がその前年以前9年以内に確定拠出年金にかかる老齢一時金を受給していた場合には、退職所得控除の計算において勤続年数の重複期間排除の調整をしたうえで退職所得を計算

適用期限：令和8年1月1日以後に老齢一時金を受け取った後に、支払いを受けるべき退職手当等から適用開始

資産課税（事業承継税制の要件緩和）

法人の場合 適用期限：令和9年12月末まで

後継者が株式贈与日時点において役員就任期間が3年以上経過している要件の撤廃

個人の場合 適用期限：令和10年12月末まで

後継者が株式贈与日時点において3年以上の期間事業に従事している要件の撤廃

法人課税

①中小企業者等に対する軽減税率の適用2年延長 令和9年3月31日まで

法人税率

		現 行	改正後
		所得10億円以下	所得10億円超
中小法人（年800万円以下）	15%	15%	17%
		23.2%	23.2%
中小法人以外の法人	23.2%	23.2%	23.2%

②中小企業経営強化税制の見直しと適用期限の2年延長 令和9年3月31日まで

B類型 収益力強化設備

現 行

要 件	投資利益率 5% 以上	投資利益率 7% 以上
対象設備	機械装置 160万円以上	機械装置 160万円以上
	工 具 30万円以上	工 具 30万円以上
	器具備品 30万円以上	器具備品 30万円以上
	建物付属設備 60万円以上	建物付属設備 60万円以上
	ソフトウェア 70万円以上	ソフトウェア 70万円以上

改正後

新たな拡充措置の新設

ポイント

売上100億を目指す中小企業を優遇



対象企業	前年度の売上高が10億円超90億円未満の中小企業		
要 件	目標売上高100億円を達成するための現状の課題と今後の取組などを記載した申請書を提出して、ポータルサイトに宣言内容を掲載されている中小企業（相談窓口は中小企業庁 申請受付は5月から開始の予定）		
対象設備	1,000万円以上の建物及び付属設備が新たに追加		
特別償却又は特別控除のいずれか選択	特別償却率	賃上げ率2.5%以上	15%
		賃上げ率5.0%以上	25%
	特別控除率	賃上げ率2.5%以上	1%
		賃上げ率5.0%以上	2%

適用除外措置	中小企業投資促進税制	少額減価償却資産特例
--------	------------	------------

消費税

①外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

令和8年11月1日から適用開始



目的

免税購入品の国内における横流し等の不正に対応する為、販売時は課税売上で処理をして出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立したのものとして免税店から海外旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式へ見直すことになりました。

ただし物品購入日から90日以内の持ち出し確認期限を設定。

②免税販売要件の緩和 令和8年11月1日から適用開始

リファンド方式の導入に伴い、税関で持ち出しの確認が出来る為免税店の事務負担の軽減と外国人旅行者の利便性向上の為下記の要件が見直されました。

種 別	免税対象限度額	対象物品	特殊包装
一般物品	5 千円～	通常生活の用に供する物品	不 要
消耗品	5 千円から 50 万円	通常生活の用に供する物品	必 要

ポイント
種別を撤廃

ポイント
上限 50 万円
を撤廃

ポイント
通常生活の用に供する
要件を撤廃

ポイント
特殊包装
を撤廃

防衛特別法人税の創設

令和8年4月1日開始事業年度から適用開始

①計算方法

$$(\text{基準法人税額} - \text{基礎控除額年500万円}) \times \text{税率} 4\%$$

基準法人税額とは：所得税額控除、外国税額控除など適用前の法人税

②申告・納付

申告納付期限は法人税と同じ

令和9年4月1日以後開始事情年度より中間申告の義務が発生

ポイント 基準法人税額が基礎控除額を超える法人が対象



日日は好書



なぜ働いていると 本が読めなくなるのか

三宅香帆 著

読書が好きだった。

子供の頃、映画「ネバーエンディング・ストーリー」で、体育倉庫のマットに寝転び本を読む主人公に憧れて以来、夜中に枕元の明かりで小説を読むのを特に好んできた。

ところが最近はどうだ。一番好きな小説家の最新作を最後まで読み切れないまま、もう一年半ほど経っている。そんな私の目にこのタイトルは飛び込んできた。

本書では、働いていると本が読めない理由を探るため、明治時代から現代に至るまで、労働と読書の歴史を紐解き、これまで日本人はどんな環境で、どんな本を読んできたかが紹介される。どんな本を読みたくなるか。個人の趣味趣向にも、世の中の流れや時代背景が色濃く影響しているのだ。

スマホが常に身近な現代の私達は、情報処理能力が求められている。そして自分に関係ないものにはなるべく目を向けず、自分の行動を変革することが成功につながるの価値観が広く定着している。そこでは一見不必要な情報を含んだ読書という行為は、遠ざけられていくことになる。

本書の結びでは、「働きながら本を読める社会」への提言として、「半身で働く」という考え方が紹介される。少し誤解を生みかねない言葉なので、私なりの解釈をお伝えしたい。

「いい仕事をするためには、よく遊ばなくてはならない。」これは私が目標とする先輩の言葉なのだが、きっとそういうことだと感じた。

公認会計士 越智 一博

瞬撮



コーヒーブレイク



私はコーヒーが好きでよく飲むが、家ではインスタントが多い。コーヒーマシンが欲しくて家族の反対を押し切って買ったものの、来客時にしか使わない。そんな私だが、職場ではドリップタイプのコーヒーを淹れるのが好きだ。開封して不織布を破いた時のいい香り、コポコポとお湯でコーヒーが膨らんでいく感じ、ドリップが滴る様子。時間にすると数分だが、気分がリフレッシュされ、頭も心も切り替えができる。まさにコーヒーブレイクだ。

職場の給湯室には紅茶、緑茶、インスタントコーヒーから、使い切りのドリップコーヒーまで色々種類がある。最近スープも追加してみた。所員のリクエストや感想を聞くのも楽しい。みんな好みの飲み物で、ほっと一息つけますように。

星本 真希子



10秒台の壁について

(様々な思い込みの壁)



壁という言葉聞いてどのようなものか連想されるだろうか？今年はニュースでよく聞いた「103万円の壁」を連想したり、ドイツを物理的に東西に分断していた「ベルリンの壁」を連想したり、人によっては「バカの壁」といった昔の書籍の名前を連想される方もいるだろう。

このように、世の中には壁というものがあふれている。その中で、私は陸上競技の短距離走を見ることが好きなので、100m走の「10秒台の壁」が連想される。

1986年のアテネオリンピックで初めて100m走が種目になった時は、当時の最高記録は12秒台であり、その後平地で10秒の壁を突破したのは1983年のアメリカのカール・ルイスであった。その10秒台の記録が突破されるまで約100年近くの歳月がかかり、突破困難なことから「10秒台の壁」と言われた。

壁の突破は、技術的な進歩も大きいですが、壁(限界)の存在を信じ、適切に目標を立ててTry & Errorを繰り返して、自分なら

できると信じてこられたからこそ実現できたのではないだろうか。壁とはできなかった人たちが挑戦しなかった人たちの素晴らしい心理的な思い込みの塊であり、自分には限界があり無理だと思っ壁を突破した人は皆無だと思われる。

10秒台の壁のような心理的な思い込みの壁は、スポーツ以外の仕事においても当てはまる。最近には特にSNSなどで、様々な意見や賛否両論などがあり、まさにそれらが思い込みの壁となって各人の挑戦を脅かす枷となっている。

そういった様々な意見に目を向けるのではなく、まず行動してから考えてみる。そうすることが、無理だと思っていた壁を突破する一つのきっかけになるのではないだろうか。しばらく行動してから後ろを振り返ってみると、自分の前にあったはずの壁なんて初めから存在していなかったのかもしれない。

(u.k)

私のあいいうえお



リレー連載

お

ふろ

皆さんお風呂は好きですか？
私のおすすめは銭湯です。

行き始めた頃は、鍵のかかっていないロッカーを開けると荷物がぎっしり(鍵をかけない人が結構いる)、自分のお気に入りの洗い場だったのか、横で洗いながらこちらを見てきて圧をかけてくる方に出会うなど衝撃的なこともありました。

最近ではこんなことも。久しぶりにその銭湯に来たという女性と店主さんの話。今回を機に地元へ帰るということで盛り上がり、どうしても気になり後から店主さんに伺ってみると、九州からバイクで雨の日に京都に来て、その際に店主さんにお世話になり京都も

気に入って「絶対にまた来ます」と言い残し一年後に本当に移住してこられた方だったそう。一度会話をすると思議なものと思出話がどんどん出てきて、そんな人生もあるのか！と刺激を受けました。

他にも待合室で大学生達が「ふう〜うま！」と湯上りの一杯を酌み交わす、そんな場面に良いなあと少しほっこりとした気持ちになれる所も銭湯の良さの一つ。湯船に浸かることで体の疲れが取れやすく、睡眠の質も向上するといわれますがそれだけでなく銭湯＝温かい人間味溢れ、様々な面が垣間見える興味深い場所なのです。

そして最高なのが帰り道。心地よい外の風を受けていい湯だったな〜と感じながら帰るのもこれまた良い気分させてくれます。仕事終わり、まっすぐ帰るのも良いですがたまに寄り道してみたいはいかがでしょうか。

竜子 才媛

発行人 清友税理士法人

〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

バックナンバーは
こちらから
ご覧いただけます



表紙写真

「美味しい伝統」
ちまき寿司